

山梨県公報

第二千四百五十一号

平成二十六年
九月二十五日

木曜日

目次

- 換地計画の決定……………五四九
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………五四九
- 遊漁規則の変更認可……………五五〇

告示

山梨県告示第二百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 県管中山間地域総合整備事業(茅ヶ岳北西部地区下神取工区)の換地計画を定めたので、
 次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ
 る。

平成二十六年九月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十六年九月二十六日から同年十月二十四日まで
- 三 縦覧場所
北杜市役所
- 四 異議申立期間
平成二十六年十月二十七日から同年十一月十日まで

山梨県告示第二百七十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
 条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は
 山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十六年九月二十五日

山梨県知事 横内正明

天神林	急傾斜地崩壊危険区域		市川三郷町	下大鳥居	道場	地番
	標柱番号	郡市				
一	二	三	同	同	同	一九九五番
二	四	同	同	同	同	同
三	五	同	同	同	同	同
四	六	同	同	同	同	同
五	七	同	同	同	同	同
六	八	同	同	同	同	同
七	九	同	同	同	同	同
八	一〇	同	同	同	同	同
九	一一	同	同	同	同	同
一〇	一二	同	同	同	同	同
一一	一三	同	同	同	同	同
一二	一四	同	同	同	同	一九九二番一
一三	一五	同	同	同	同	同
一四	一六	同	同	同	同	同
一五	一七	同	同	同	同	同
一六	一八	同	同	同	同	同
一七	一九	同	同	同	同	同
一八	二〇	同	同	同	道場	一九九六番
一九	二一	同	同	同	前畑	五〇番一
二〇	二二	同	同	同	同	同
二一	二三	同	同	同	同	同
二二	二四	同	同	同	同	一九九五番
二三	二五	同	同	同	同	同
二四		同	同	同	同	同
二五		同	同	同	同	同

公 告

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年九月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 漁業権者の名称及び住所

山中湖漁業協同組合 南都留郡山中湖村平野五百六番地二百九十六

二 漁業権の免許番号

内共第十三号

三 認可に係る変更内容

- 1 前売り遊漁料の納付場所に全国のミニストップを追加することとした。
 - 2 前売り遊漁料のうち、一日を単位とするものについて「五百二十円」を「六百円」に、一年を単位とするものについて「七千三百円」を「七千五百円」に変更することとした。
 - 3 現場売り遊漁料のうち、一日を単位とするものについて「千円」を「千二百円」に変更するとともに、一年を単位とするものを廃止することとした。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日
平成二十七年一月一日